

警視庁告示第 2108号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8年 7月 1日

警視総監 筒井 洋樹

#### 記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称  
納入通知書
- 3 公示事項

道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

北海道札幌市西区西野6条2丁目4-56  
IVANOV IVAN (イワノフ イワン)

納入通知書 (納付番号 30-108-260226-410708)

東京都江東区塩浜2丁目18-2  
スカイメディア 株式会社

納入通知書 (納付番号 30-111-260411-206293)

東京都荒川区東日暮里1丁目15-4  
塚本 尚一

納入通知書 (納付番号 30-220-260317-428063)

東京都渋谷区恵比寿西1丁目31-4-205  
鈴木 良

納入通知書 (納付番号 30-331-260411-211678)

埼玉県さいたま市見沼区大字小深作565-8 パルジェ七里207  
山口 純

納入通知書 (納付番号 30-552-260220-204955)